

浜松市測量成果の複製及び使用承認事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市都市整備部都市計画課（以下「都市計画課」という。）が測量法（以下「法」という。）第43条及び法第44条の規定に基づく承認を行う際の基準及びその取扱について必要な事項を定める。

(申請)

第2条 次の各号に規定する測量成果の複製及び使用を行う場合には、法第43条及び法第44条の規定に基づく承認を得るための申請をするものとする。

- (1) 浜松市全域図縮尺 1:50,000
- (2) 浜松市地形図縮尺 1:10,000
- (3) 浜松市地形図縮尺 1:2,500
- (4) 旧市町村発行地形図縮尺 1:2,500 他

(承認)

第3条 前条の規定に基づく申請があった場合においては、その内容を審査し、適当と認めるときは、30日以内に承認するものとする。

(測量成果の複製)

第4条 法第43条の規定に基づく承認の申請に係る行為（以下「複製行為」という。）が、当該申請において複製しようとする公共測量成果（以下「原成果」という。）に対し、少量の情報の付加若しくは削除又は微少な表現方法の変更に止まるものであって、複製行為によって生産される新たな成果（以下「新成果」という。）が、一見して原成果と同一と判断される場合は、複製行為とみなすものとする。

なお、媒体の種類を問わず、簡便な処理により、新成果から原成果と同様なものが再生できる場合も、同様とする。

(測量成果の使用)

第5条 法第44条の規定に基づく承認の申請に係る行為（以下「使用行為」という。）が、原成果に対し、大量の情報の付加若しくは削除又は著しい表現方法の変更を伴うものであって、新成果が原成果とは別種の成果と判断される場合は、これを測量を実施する行為とし、原成果の使用行為とみなすものとする。

(浜松市が主管する業務)

第6条 浜松市各課が主管する業務に関し、第2条の規定に基づく申請を必要とする場合

は、簡易的な申請を認めるものとする。ただし、地図データ、航空写真データ借用の場合は、各課の管理下において第7条に規定する様式の地図データ、航空写真データの借用に関する確約事項を遵守することが確認できるものに限る。

(様式)

第7条 承認の申請及び承認に関する様式は次のとおりとする。

- | | |
|----------------------------|-------|
| (1) 測量法第43条(複製)の承認申請に関するもの | 様式第1号 |
| (2) 測量法第44条(使用)の承認申請に関するもの | 様式第2号 |
| (3) 浜松市が主管する業務の申請に関するもの | 様式第3号 |
| (4) 測量法第43条(複製)の承認に関するもの | 様式第4号 |
| (5) 測量法第44条(使用)の承認に関するもの | 様式第5号 |

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成24年4月1日から施行する。

<取扱>

第2条関係 (4)の旧市町村発行地形図については、各区役所まちづくり推進課及び各協働センターと調整後、承認を行うことができるものとする。

2 申請者から、郵送による交付申請があったときは、他事務処理要領を準用し、最初に注意事項を申請者に説明し、了解が得られた場合のみ交付に応じる。

第4条関係 「少量の情報の付加若しくは削除」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1)原成果に表現されている情報に対し、地かく、地ぼう又は地物の現況修正（注記の加除修正を含む）をする場合

(2)原成果に表現されている情報に対し、別の主題（目的）情報が少量しか付加若しくは削除されていない場合

2 「微少な表現方法の変更等」とは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1)数値以外の情報の場合

- ・原成果の全部又は一部の縮尺を50%から200%の範囲で縮小又は拡大する場合
- ・原成果の全部又は一部の色調を変更する場合
- ・原成果の全部又は一部の区域を接合若しくは分割する場合

(2)数値の情報の場合

- ・原成果の全部又は一部の情報の形式又は配列を変更する場合
- ・原成果の全部又は一部の情報の色調を変更して表現する場合
- ・原成果の全部又は一部の情報を接合若しくは分割する場合

第6条関係 「主管する」とは、複製行為又は使用行為により、業務の進捗管理、業務成果の所有及び情報公開等に関し全責任を負うなどして、当該業務の主体が明らかな状況をいう。

附 則

(施行期日)

1 この取扱は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この取扱は、平成18年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この取扱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この取扱は、平成24年4月1日から施行する。

年 月 日

測量成果の複製承認申請書

(あて先) 浜松市長

申請者 住所
氏名

測量法第43条の規定により下記のとおり承認を申請します。

複製の目的	
複製する測量成果の種類及び内容	
複製する測量成果の交付年月日又は地図の発行年次	
複製の範囲又は区域	
複製の作業方法	
複製の期間	
複製の利用方法及び配布の範囲 有償 無償	
複製品の部数	
複製機関名	名称及び代表者の氏名
	所在地
複製作業者	氏名
	所在地
備考	

年 月 日

測量成果の使用承認申請書

(あて先) 浜松市長

申請者 住所
氏名

測量法第44条の規定により下記のとおり承認を申請します。

使 用 の 目 的	
使用する測量成果の 種類及び内容	
使用する測量成果の交付 年月日又は地図の発行年次	
使用の範囲又は区域	
使用の作業方法	
使用の期間	
使用の利用方法及び 配布の範囲 有償 無償	
完成図の縮尺及び名称	
使 用 機関名	名称及び代表者の氏名
	所 在 地
使 用 作業者	氏 名
	所 在 地
備 考	

年 月 日

地形図等の交付又は測量成果借用申請書

(あて先) 都市計画課長

申請課・事務所名

地形図等受領者 (TEL) ()

下記の使用目的を果たすため、地形図等の交付又は測量成果の借用を申請します。

使用目的	
------	--

1 交付の場合

- (1) 購入します。(販売単価を納入)
- (2) 公用交付を受け、今後、都市計画図印刷時に応分の費用負担をします。(今後、印刷製本費にて課別発注)

①浜松市周辺図 (1/50,000)	枚【販売単価 1,000 円】	
②浜松都市計画図 (1/25,000)	枚【販売単価 1,000 円】	
③浜松市全域図 (1/50,000)	枚【販売単価 500 円】	
④浜松市地形図 (1/10,000)	枚【販売単価 300 円】	番号:
⑤浜松市地形図 (1/2,500)	枚【販売単価 300 円】	番号:

2 借用の場合 測量成果を借用します。

- (1) 測量成果の種類 ・印刷図 ・地図データ ・航空写真 ・航空写真データ
- (2) 地形図種類 ア 「1 交付の場合」の (①・②・③・④・⑤)
イ データの種類 (DM・DXF・PDF・SHAPE・G-XML)
ウ 番号:
- (3) 航空写真種類 番号:
- (4) 借用期間 年 月 日から 年 月 日 (7日以内)
- (5) 複製品 (コピー、印刷、青焼き) の作成 全部・一部 有 (枚) 無
- (6) 地図データ、航空写真データの借用に関する確約事項
ア 本成果品の借用にあたり、使用目的以外には一切使用しないこと、かつ地図データ、航空写真データを完全に消去することを確約いたします。
イ 浜松市周辺図データ、浜松都市計画図データ又は航空写真データにより作成した成果を庁外向け資料として利用する場合は、資料作成を主管する課において責任をもつことを確約いたします。

(ア) 申請課(事業を主管する課) ※「(6)のイ」に該当するデータを借用するとき

氏名 (課名及び代表者氏名) 印

(イ) 地形図等受領者又は浜松市から複製業務を受託した者 (請負業者等)

氏名 (名称及び代表者氏名) 印

浜都計第 号
年 月 日

様

浜松市長

測量成果の複製について（承認）

年 月 日付けで申請のありました公共測量成果の複製について、測量法第43条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 承認事項

- (1) 複製目的
- (2) 複製範囲
- (3) 複製期間
- (4) 複製する測量成果の種類及び内容
- (5) 複製の作業方法
- (6) 複製品の利用方法
- (7) 複製機関名

2 条件

- (1) 成果品には、次の字句を見やすいところに必ず明示してください。
「この地図は、浜松市長の承認を得て、同市発行の 分の 地形図を使用し、複製したものである。(承認番号 浜都計第 号)」
- (2) 目的以外に利用してはならない。

浜都計第 号
年 月 日

様

浜松市長

測量成果の使用について（承認）

年 月 日付けで申請のありました公共測量成果の使用について、測量法第44条の規定に基づき、下記のとおり承認します。

記

1 承認事項

- (1) 使用目的
- (2) 測量地域
- (3) 使用期間
- (4) 使用する測量成果の種類及び内容
- (5) 使用方法
- (6) 完成図の縮尺及び名称
- (7) 使用機関名

2 条件

- (1) 成果品には、次の字句を見やすいところに必ず明示してください。
「この地図は、浜松市長の承認を得て、同市発行の 分の 地形図を使用し、複製したものである。(承認番号 浜都計第 号)」
- (2) 目的以外に利用してはならない。
- (3) 使用后、成果品を得たときは、すみやかに1部提出してください。